

# 瀬戸市企業再投資促進補助金のご案内

(平成26年4月1日から実施)

瀬戸市では、地域経済の中核となっている企業の市外への流出を防止し、さらなる地域経済の発展、雇用基盤の拡充を図るため、長年にわたり（原則、20年以上）市内に工場等を立地して、地域経済及び雇用基盤を支えてきた企業の市内での再投資に愛知県と連携して補助金を交付することで支援いたします。

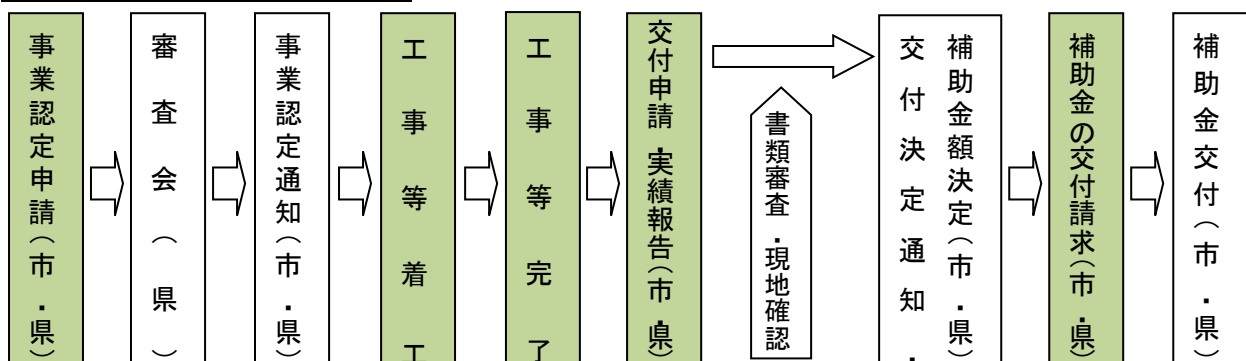
対象事業者	瀬戸市内に原則、20年以上立地する工場等を有する企業で、工場、研究所の新増設を行う企業	
対象業種	製造業	
対象分野	(1) 航空宇宙、次世代自動車、環境・新エネルギー、ロボット、情報通信、健康長寿、その他市長（知事）が認める分野	
	(2) 愛知県の産業集積の推進に関する基本方針に定める東尾張地域の集積業種の分野 ※裏面参照	
交付要件	投資規模要件	大企業：25億円以上 中小企業：1億円以上
	雇用維持要件	大企業：100人以上 中小企業：25人以上
補助対象経費	土地を除く固定資産取得費用 (新増設に係る工場建設費、機械装置費等)	
補助率	10%以内（市5%以内・愛知県5%以内）	
限度額	10億円（市5億円・愛知県5億円）	
申請時期	工事着工の30日前までに事業認定が必要	

※愛知県の新あいち創造産業立地補助金（Aタイプ）の認定を受けることが必要です。

※瀬戸市企業立地促進奨励金と重複して補助金を受けることはできません。

※操業開始後、交付要件を満たさなくなった場合や5年以内に操業を廃止等した場合、無断で取得財産を売却等した場合は補助金返還の対象となります。

## 補助金交付手続きの流れ



■ は申請事業者が主体となって行うものです。

【愛知県の産業集積の推進に関する基本方針に定める東尾張地域の集積業種の分野】

<p>輸送機械 関連産業</p>	<p>11 繊維工業 16 化学工業（161 化学肥料製造業、1624 塩製造業、165 医薬品製造業及び166 化粧品・歯磨・その他の化粧品用調整品製造業を除く。） 18 プラスチック製品製造業（別掲を除く） 19 ゴム製品製造業 21 窯業・土石製品製造業 22 鉄鋼業 23 非鉄金属製造業 24 金属製品製造業 25 はん用機械器具製造業 26 生産用機械器具製造業 27 業務用機械器具製造業（274 医療用機械器具・医療用品製造業を除く。） 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 29 電気機械器具製造業（2962 医療用電子応用装置製造業及び2973 医療用計測器製造業を除く。） 30 情報通信機械器具製造業 31 輸送用機械器具製造業 32 その他の製造業（323 時計・同部分品製造業に限る。）</p>
<p>機械・金属 関連産業</p>	<p>11 繊維工業 16 化学工業（161 化学肥料製造業、1624 塩製造業、165 医薬品製造業及び166 化粧品・歯磨・その他の化粧品用調整品製造業を除く。） 18 プラスチック製品製造業（別掲を除く） 19 ゴム製品製造業 22 鉄鋼業 23 非鉄金属製造業 24 金属製品製造業 25 はん用機械器具製造業 26 生産用機械器具製造業 27 業務用機械器具製造業 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 29 電気機械器具製造業 30 情報通信機械器具製造業 32 その他の製造業（323 時計・同部分品製造業に限る。）</p>
<p>健康長寿 関連産業</p>	<p>9 食料品製造業 10 飲料・たばこ・飼料製造業（105 たばこ製造業を除く。） 11 繊維工業 12 木材・木製品製造業（家具を除く） 13 家具・装備品製造業 14 パルプ・紙・紙加工品製造業 16 化学工業（161 化学肥料製造業を除く。） 18 プラスチック製品製造業（別掲を除く） 19 ゴム製品製造業 21 窯業・土石製品製造業 23 非鉄金属製造業 24 金属製品製造業 27 業務用機械器具製造業 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 29 電気機械器具製造業 30 情報通信機械器具製造業 31 輸送用機械器具製造業 32 その他の製造業（323 時計・同部分品製造業及び3297 眼鏡製造業（枠を含む）に限る。）</p>
<p>新エネルギー 関連産業</p>	<p>11 繊維工業 16 化学工業（161 化学肥料製造業、1624 塩製造業、165 医薬品製造業及び166 化粧品・歯磨・その他の化粧品用調整品製造業を除く。） 21 窯業・土石製品製造業 22 鉄鋼業 24 金属製品製造業 25 はん用機械器具製造業 26 生産用機械器具製造業 27 業務用機械器具製造業（274 医療用機械器具・医療用品製造業を除く。） 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 29 電気機械器具製造業（2961X線装置製造業、2962 医療用電子応用装置製造業及び2973 医療用計測器製造業を除く。） 30 情報通信機械器具製造業 31 輸送用機械器具製造業 32 その他の製造業（323 時計・同部分品製造業に限る。）</p>
<p>農商工 連携関連 産業</p>	<p>9 食料品製造業 10 飲料・たばこ・飼料製造業（105 たばこ製造業を除く。） 11 繊維工業 12 木材・木製品製造業（家具を除く） 13 家具・装備品製造業 16 化学工業 18 プラスチック製品製造業（別掲を除く） 24 金属製品製造業 25 はん用機械器具製造業 26 生産用機械器具製造業 27 業務用機械器具製造業（274 医療用機械器具・医療用品製造業を除く。） 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 29 電気機械器具製造業（2961X線装置製造業、2962 医療用電子応用装置製造業及び2973 医療用計測器製造業を除く。） 30 情報通信機械器具製造業 32 その他の製造業（323 時計・同部分品製造業及び3297 眼鏡製造業（枠を含む）に限る。）</p>

お問い合わせ先

愛知県 瀬戸市 地域振興部 産業政策課

〒489-0871 愛知県瀬戸市追分町 64-1  
TEL:0561-88-2651 FAX:0561-82-2931